

# 千葉県里親養育相互援助事業実施要綱

## 第1 目的

里親養育相互援助事業（以下「里親サロン事業」という。）は、里親及び里親になることを希望する者など（以下「里親等」とする）が児童相談所等に集い、相互に交流することにより里親等の精神的負担の軽減を図るとともに、委託された子どもの適切な養育を確保することを目的とする。

## 第2 実施主体

この事業の実施主体は千葉県とする。ただし、必要に応じて里親関係団体等に委託して実施できるものとする。

## 第3 事業内容

### （1）事業内容

里親が児童相談所等に集い、児童福祉司等の支援のもとに情報交換や子どもの養育についての話し合い等を通じて、里親自身の養育技術等の向上並びに負担の軽減等を図る。

### （2）実施方法

ア 里親サロン事業の実施については、里親等が主体的に取り組むことができるよう配慮するものとする。また、児童福祉司等は、里親が行う養育に関する相談や関係機関との連絡調整に当たるほか、里親サロン事業の円滑な運営を支援するものとする。

イ アの児童福祉司等には、児童福祉司の他、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者など児童福祉に関する経験を有する者をあてるものとする。

ウ 里親サロン事業が実施された後、児童福祉司等は、必要に応じて児童相談所の里親担当者に支援内容を報告するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。